

月寒あさがおの郷広報誌

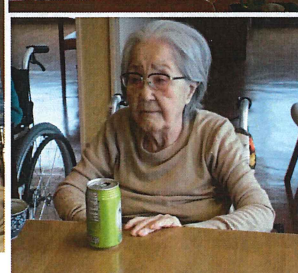
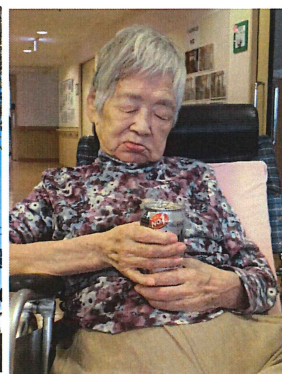
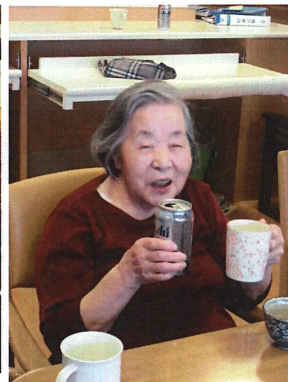
あさがおにゅーす

第75号 平成30年6月発行



お花見

お花見の季節がやって来まして、室内でノンアルコールのお酒やお茶を楽しんだり、外出して実際に桜を見に行ったりと皆様でお花見を楽しまれておりました！



介護保険負担割合について

介護費用の利用者負担割合、いわゆる「自己負担」の割合に変更があります。2017 年改正では一部のサービス利用者の自己負担を、所得に応じて 2 割から 3 割に引き上げることに決まりました。そして、実際の導入が平成 30 年の 8 月からとなります。当施設を利用されている方の中でも当てはまる方がいるかもしれません。3 割に適用される方の条件は下記の表をご確認ください。

	自己負担割合
年金収入等340万円以上 (合計所得金額220万円以上) ※1	3割
年金収入等280万円以上 (合計所得金額160万円以上) ※2	2割
年金収入等280万円未満 (合計所得金額160万円未満)	1割

※1 具体的な基準は政令事項。基本的に「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額 220 万円以上)かつ「年金収入+その他合計所得金額 340 万円以上」となる場合が 3 割負担になる見込みです。なお、この「340 万円以上」というのは単身世帯の場合であり、夫婦世帯の場合には「463 万円以上」となります。この基準によると、仮に単身で年金収入のみの場合は 344 万円以上に相当します。

※2 夫婦世帯の場合は 346 万円以上。単身で年金収入のみ場合は 280 万円以上に相当します。

高額介護サービス費によって 1 か月に支払った利用者負担額がある一定金額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみになっています。そのため、2 割負担や 3 割負担となった場合でも、必ずしも負担が 2 倍、3 倍になるとは限りません。例えば現在、特養入所者の一般的な費用額の 2 割相当分は、高額介護サービス費の上限 44,400 円の適用となり、3 割負担となっても、当施設からの請求自体は増えますが、上限を超えた分は後から払い戻される仕組みになっております。また、他のサービスを利用されている方も上限まで達している方も同様となります。

負担割合証は 7 月中旬頃に市(区)より順次交付(郵送)されるとのことですので、自分が何割に当たるかはその証書でご確認ください。

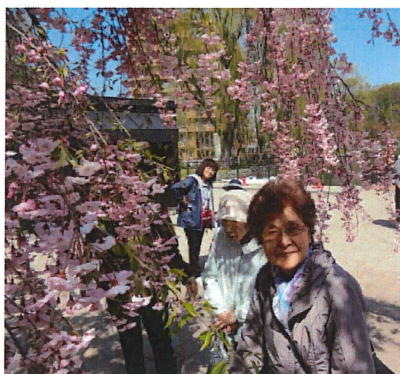
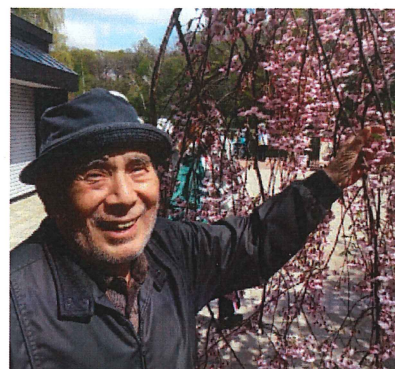
8 月以降は 3 割に当てはまる方は当施設からの請求金額が変わります。
詳細は追ってお伝え致します。



デイサービスより



お花見外出レク



5月7日～11日の一週間、お花見外出レクとして月寒公園と豊平公園の緑のセンターに行ってきました。この週は雨が夜のうちに降ってしまって日中は晴れる等、どの日も天候に恵まれて、きれいなしだれ桜を楽しむことができました。

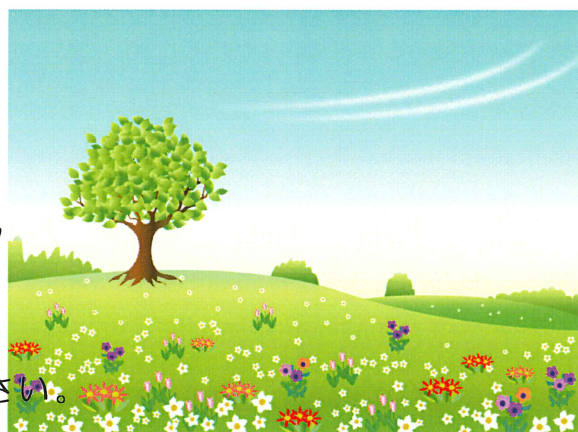


今月の予定

・6月12日（火）：百合が原公園外出レク

・6月28日（木）：特別入浴デー

※利用者さまの人数の関係上、他の曜日からの参加はできませんのでご了承ください。



あさがおの郷探訪



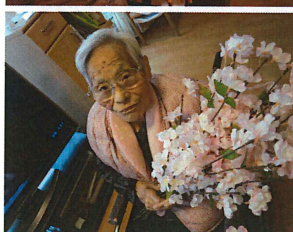
あさがおの郷に入って約2年が経った編集担当が当施設を探訪し活動や施設内を紹介していきます。

TV取材



介護アシスタントの取材としてHTBの方々が来られました。この模様は5月14日に放送されました。取材を受けた面々は緊張しておりましたが、放送を見るとぼっちり仕上がっておりました！

お花見②



1面で紹介していたユニットと違うユニットでも室内でお花見とお茶会を行いました！外は全て散ってしまいましたが、施設内の木はまだまだ元気！ということで一緒に写真を撮りました。

外出レク



外出レクでイオンに行ってきました！久しぶりの外での買い物を楽しんだり、おやつも楽しむことができました！

新入職員

5月よりユニット雅で介護職員として働いております松本 哲さん(右)とユニット絆で介護職員として働いております遠藤 美子さん(右)です！どうぞ皆様よろしくお願い致します！



編集後記

記事でもお伝えしましたが、先日HTBの方々が来られ取材を受けました。この模様はHTBのホームページに閲覧することができます。HTBのホームページを開きニュース天気タブから特集→老いるショックをクリックし、5月14日「介護アシスタント」で見ることができます。是非ご覧になってください！

吉田 真吾